

【資料2】

《大綱》地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、市長は、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な大綱を定めることとされた(法第1条の3第1項)。  
大綱の策定や変更を行う場合は、あらかじめ「総合教育会議」において協議する(法第1条の3第2項)。

(国) 第2期教育振興基本計画	
教育行政の4つの基本的方向性	
1	<b>社会を生き抜く力の養成</b> ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
2	<b>未来への飛躍を実現する人材の育成</b> ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
3	<b>学びのセーフティネットの構築</b> ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
4	<b>絆づくりと活力あるコミュニティの形成</b> ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

第2期ひょうご教育創造プラン (兵庫県教育基本計画)	
基本理念	
兵庫が育む ころ豊かで自立した人づくり ～学び、育て、支えるひょうごの教育～	
基本方針	
1	自立して未来に挑戦する態度の育成
2	「生きる力」を育む教育の推進
3	子どもたちの学びを支える仕組みの確立
4	すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成

総合計画(現行)	
取組目標	
16 乳幼児期の子育て	(1)乳幼児期の子どもと保護者の心と身体健康づくり (2)市民ニーズに応じた保育サービスの充実 (3)幼保の連携 (4)児童虐待防止等への取り組み (5)在宅の子育て家庭への支援 (6)子育てに要する経済的な負担の軽減
17 学校教育の充実	(1)「確かな学力」の育成 (2)「豊かな心」の育成 (3)「健やかな体」の育成 (4)多様な教育的ニーズに応じた教育の推進 (5)信頼される学校づくりの推進 (6)教育環境と教育条件の整備
18 地域ぐるみの子育て	(1)家庭・地域の教育力の向上 (2)家庭・地域との協働による学校運営 (3)子ども・家庭への相談、支援の充実 (4)地域における子どもの居場所づくり (5)青少年健全育成 (6)次代を担う青少年の育成と社会参加活動の促進
19 生涯学習、歴史の継承と文化の創造	(1)総合的な生涯学習の推進 (2)市民の学習成果を活かす仕組みづくり (3)多様なニーズに応える生涯学習施設 (4)歴史・伝統の継承 (5)市民文化の活性化
20 スポーツ・レクリエーション	(1)運動をしていない市民等へのアプローチ (2)高齢者・障がい者スポーツの推進 (3)公共スポーツ施設の充実 (4)スポーツクラブ21への活動支援 (5)各種団体間の連携の推進 (6)自然体験活動の機会提供

教育振興基本計画(見直し案)	
基本目標	基本施策
1 未来を創造し、心豊かに生きる子どもの育成に取り組めます	(2)幼児期の教育の充実  (1)変化の激しい時代を生き抜く力を育む教育の推進 (3)「確かな学力」の育成 (4)「豊かな心」の育成 (5)「健やかな体」の育成 (6)一人一人が大切にされる教育・支援の充実
2 安全・安心で魅力ある学校づくりを推進します	(7)信頼される学校づくりの推進 (8)教育環境の整備・充実
3 人をつなぎ、まち(地域)全体で子どもの学びと成長を支えます。	(9)地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進 (10)「学び」が活かせる環境づくりの推進

《4つの改革(学びの改革)》  
・学びのまち三田

《4つの改革(学びの改革)》  
・「こうみん未来塾」の開講  
・「地域の絆の大切さを学ぶ仕組み」をつくる

**魅力その2 夢を育てる学びの都(まち) 三田**  
地域で開催される塾から多くの高等学校や大学、専門機関(人と自然の博物館等)とも連携した学びの場があります。

教育大綱	
基本理念	
夢を育て、人を育む学びのまち 三田	
基本方針	
安全・安心な子どもの居場所づくり	
切れ目のない教育、保育の実施	
グローバル人材の育成	
時代に応じた教育環境の整備・活用	
地域の教育力の向上 地域ぐるみによる子どもの育ちと学びの支援	
生涯を通じて学び、その成果を活かすことができる環境の充実	